別表十六㈣の記載要領第１号後段、第五号及び第六号を削り、同第七号中「明細書」の次に「の添付」を加え、「令和２年改正法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）」に、「、⑵5」、「⑷1」及び「⑷2」」を「及び「⑵5」」に改め、同号を同第五号とし、同第八号中「を「前期からの繰越額　⑶4」」を「を「前期からの繰越額　⑶0」」に、「して、」を「して」に改め、同号後段を次のように改める。

この場合において、「⑶1」から「⑶3」までの各欄の記載に当たつては、「⑶0」の金額にはその外書きした金額を含むものとして計算すること。

別表十六㈣の記載要領第八号を同第六号とし、同第九号㈠中「して、」を「して」に改め、「場合」の次に「において」を加え、「外書として記載した」を「外書きした」に改め、同号を同第七号とする。

別表十六㈤の表中「圧縮記帳による積立金計上額」を「(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額」に改め、同表の記載要領第１号中「記載し、」を「記載して」に改め、同第五号中「別表十六(二)の記載要領第14号」を「別表十六(二)の記載要領第15号」に改め、同号を同第六号とし、同第四号㈠中「して、」を「して」に改め、同号㈠後段を次のように改める。

この場合において、「合計 ⑴3＋⑴4＋⑴5 ⑴6」の欄の記載に当たつては「⑴5」の金額にはその外書きした金額を含むものとして計算し、「⑷2」から「⑷4」までの各欄の記載に当たつては「⑷1」の金額にはその外書きした金額を含むものとして計算すること。

別表十六㈤の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号中「明細書」の次に「の添付」を加え、同号を同第四号とし、同第二号中「外書きは」を「外書には」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　当該事業年度又は連結事業年度において「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額　⑴7」及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額　⑶1」の各欄に金額の記載がある減価償却資産につき圧縮記帳の適用を受ける場合には、当該減価償却資産の当該各欄の金額の基因となる租税特別措置法第52条の２第２項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）に規定する特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度若しくは連結事業年度又は同条第５項に規定する適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の適格合併等の日（同項に規定する適格合併等の日をいう。）の属する事業年度若しくは連結事業年度の別表十六(五)「30」の金額に不足額調整割合を乗じて計算した金額を当該各欄の上段に内書として記載すること。この場合において、「旧定率法又は定率法の償却額計算の基礎となる金額 ⑯－⑰ ⑱」、「合計 ㉙＋㉚＋㉛ ㉜」及び「翌期に繰り越すべき特別償却不足額（(㉙－㊷)と(㉚＋㉛)のうち少ない金額） ㊺」の各欄の記載に当たつては、その内書きした金額を「⑰」及び「㉛」から控除して計算すること。